

SHINWA NEWS

現物給与について

令和6年6月
(No.7)

給与等は金銭で支給されますが、食事の提供や商品の値引販売などのように会社がその従業員等に提供する物品や権利などの経済的利益のうち、給与として課税されるものがあります。今回は、このようにいわゆる現物給与についてご紹介します。

[1] 現物給与について

現物給与には、①職務の性質上欠くことのできないもので主として使用者側の業務遂行上の必要から支給されるもの、②換金性に欠けるもの、③その評価が困難なもの、④受給者側に物品などの選択の余地がないものなど、金銭による給与等と異なる性質があり、また、⑤政策上特別の配慮を要するものなどもあるため、特定の現物給与については、課税上金銭による給与等とは異なった特別の取扱いが定められています。

[2] 現物給与の取り扱い

(1) 食事の支給

使用者が支給する食事については、その支給を受ける人がその食事の価額の半額以上を負担すれば、原則として課税されません。ただし、その食事の価額からその人の負担した金額を控除した残額(使用者の負担額)が月額 3,500 円を超えるときは、その使用者の負担額(その食事の価額－その人の負担した金額)の全額が課税されます。

以上のほか、通常の勤務時間外に宿日直又は残業をした人に対し、これらの勤務をすることにより支給する食事については、課税されません。

(2) レクリエーション費用の負担

レクリエーションのために社会通念上一般的に行われていると認められる会食、旅行、演芸会、運動会等の行事の費用を使用者が負担することにより、その行事に参加した人が受ける経済的利益については、自己の都合でその行事に参加しなかった人に対してその参加に代えて金銭を支給する場合や、役員だけを対象としてその行事の費用を負担する場合を除き、課税されません。

なお、レクリエーション旅行については、①旅行期間が4泊5日(目的地が海外の場合は、目的地における滞在日数)以内であること②旅行に参加した人数が全体の人数の50%以上であることなど一定の要件を満たしている場合には、その経済的利益の額が少額不追及の趣旨を逸脱しない限り、原則として課税しなくて差し支えありません。

(3) 制服等の支給

職務の性質上制服を着用しなければならない人に対して支給又は貸与する制服その他の身の回り品、事務服、作業服等については、課税されません。

(4) 社宅等の貸与

使用人に対して社宅や寮などを貸与する場合には、使用人から 1 か月当たり一定額の家賃（賃貸料相当額の 50%以上）を受け取っていただければ課税されません。

なお、役員に貸与している社宅が、いわゆる豪華社宅である場合には、通常の賃貸料の額は一般の賃貸住宅とした場合に通常支払うべき使用料の額により評価することとされています。

(5) 永年勤続記念品等の支給

永年にわたり勤務した人の表彰に当たり、その記念として旅行、観劇等に招待し、又は記念品を支給することによる経済的利益で、その表彰が、おおむね 10 年以上勤続した人を対象としたものであるなど一定の要件を満たすものについては、課税されません。

(6) 創業記念品等の支給

創業記念、増資記念、工事完成記念又は合併記念等に際し、その記念として支給する記念品で、その支給する記念品が、社会通念上記念品としてふさわしいものであって、その価額（処分見込価額により評価した価額）が 10,000 円以下のものであるなど一定の要件を満たすものについては、建築業者、造船業者等が請負工事又は造船の完成等に際して支給するものを除き、課税されません。

(7) 商品、製品等の値引販売

使用者が取り扱う商品、製品等（有価証券及び食事を除きます。）の値引販売をすることによる経済的利益については、値引販売の価額が、使用者の取得価額以上で、通常他に販売する価額のおおむね 70%以上であるなど一定の要件を満たす場合には、課税されません。

(8) 金銭の無利息貸付け等

使用者が金銭を無利息又は低い金利で貸し付けたことによる経済的利益については、①その経済的利益が、災害、疾病等により臨時的に多額な生活資金を要することとなった人に対してその資金に充てるために貸し付けた金額につき、その返済に要する期間として合理的と認められる期間内に受けるものである場合、②使用者における借入金の平均調達金利など合理的と認められる貸付利率により利息を徴している場合、又は、③その供与される経済的利益の合計額が年間 5,000 円以下の場合には、課税されません。

(9) 福利厚生施設の利用

福利厚生施設の運営費等を使用者が負担することにより利用者が受ける経済的利益については、その額が著しく多額である場合や役員だけを対象としてその経済的利益が供与される場合を除き、課税されません。

ご不明な点がございましたら、お気軽に弊事務所の担当者までご連絡くださいますよう、よろしく願い申し上げます。